

# 国税徴収法 計算テキスト



# は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることとなりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

## 日本国憲法（抜粋）

### 第三章 国民の権利及び義務

#### 第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

### 第七章 財政

#### 第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

## 税理士法（抜粋）

### 第一章 総則

#### 第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原  
税理士講座教職員一同

# 目次

## ガイダンス

|              |     |
|--------------|-----|
| 各教材を使用した学習方法 | VII |
| 受講にあたって      | IX  |
| 法律用語の概要      | XII |

## 序章 国税徴収法・民法の概要

|          |    |
|----------|----|
| 国税徴収法の概要 | 2  |
| 強制換価手続   | 12 |

## 第1章 滞納処分の概要

|        |    |
|--------|----|
| 滞納処分とは | 24 |
|--------|----|

## 第2章 原則、共益費用、租税間

|          |    |
|----------|----|
| 配当計算の概要  | 28 |
| 国税優先の原則  | 29 |
| 共益費用の優先  | 31 |
| 租税間の優先関係 | 39 |

## 第3章 最優先される担保権

|           |    |
|-----------|----|
| 最優先される担保権 | 52 |
|-----------|----|

## 第4章 法定納期限等以前にある担保権

|                |    |
|----------------|----|
| 法定納期限等以前にある担保権 | 58 |
|----------------|----|

## 第5章 譲受前にある担保権

|           |    |
|-----------|----|
| 譲受前にある担保権 | 70 |
|-----------|----|

## 第6章 国税徴収法第22条

|                      |    |
|----------------------|----|
| 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 | 74 |
|----------------------|----|

## 第7章 国税徴収法第26条

|                     |    |
|---------------------|----|
| 国税及び地方税等と私債権との競合の調整 | 86 |
|---------------------|----|

## 第8章 国税徴収法第24条

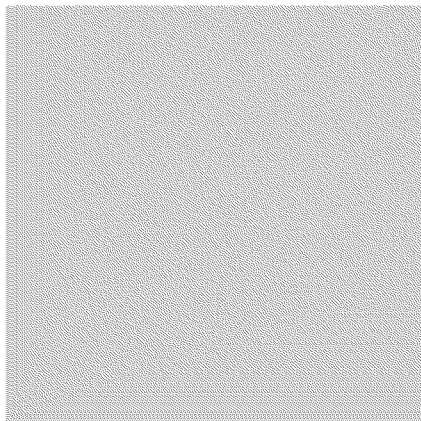
|                    |     |
|--------------------|-----|
| 譲渡担保               | 102 |
| 譲渡担保権者の物的納税責任      | 104 |
| 譲渡担保財産から徴収する国税等の調整 | 108 |

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 国税徴収法第24条と第16条        | 113 |
| <input type="checkbox"/> 国税徴収法第24条と第26条        | 117 |
| <b>第9章 国税徴収法第23条</b>                           |     |
| <input type="checkbox"/> 担保のための仮登記             | 122 |
| <input type="checkbox"/> 換価代金から徴収する場合          | 126 |
| <input type="checkbox"/> 清算金から徴収する場合           | 132 |
| <b>第10章 担保を徴した国税</b>                           |     |
| <input type="checkbox"/> 担保を徴した国税              | 138 |
| <b>第11章 滞納処分費</b>                              |     |
| <input type="checkbox"/> 滞納処分費                 | 152 |
| <b>第12章 質権及び抵当権の優先額の限度等</b>                    |     |
| <input type="checkbox"/> 質権及び抵当権の優先額の限度        | 156 |
| <input type="checkbox"/> 抵当権等の債権額等の増額登記        | 163 |
| <input type="checkbox"/> 優先する権利を害することとなる場合     | 167 |
| <input type="checkbox"/> 企業価値担保権               | 173 |
| <b>第13章 質権の証明と優先権行使の否認</b>                     |     |
| <input type="checkbox"/> 質権の証明と優先権行使の否認        | 176 |
| <b>第14章 国税徴収法第26条</b>                          |     |
| <input type="checkbox"/> 譲受前の抵当権等がある場合         | 184 |
| <b>第15章 国税徴収法第24条と第22条</b>                     |     |
| <input type="checkbox"/> 譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権等がある場合 | 188 |
| <b>第16章 国税徴収法第26条</b>                          |     |
| <input type="checkbox"/> 国税徴収法第26条準用           | 194 |
| <b>第17章 差押禁止財産(給与の差押禁止額の計算)</b>                |     |
| <input type="checkbox"/> 差押禁止財産(給与の差押禁止額の計算)   | 204 |
| <b>第18章 法定納期限等</b>                             |     |
| <input type="checkbox"/> 法定納期限等                | 218 |



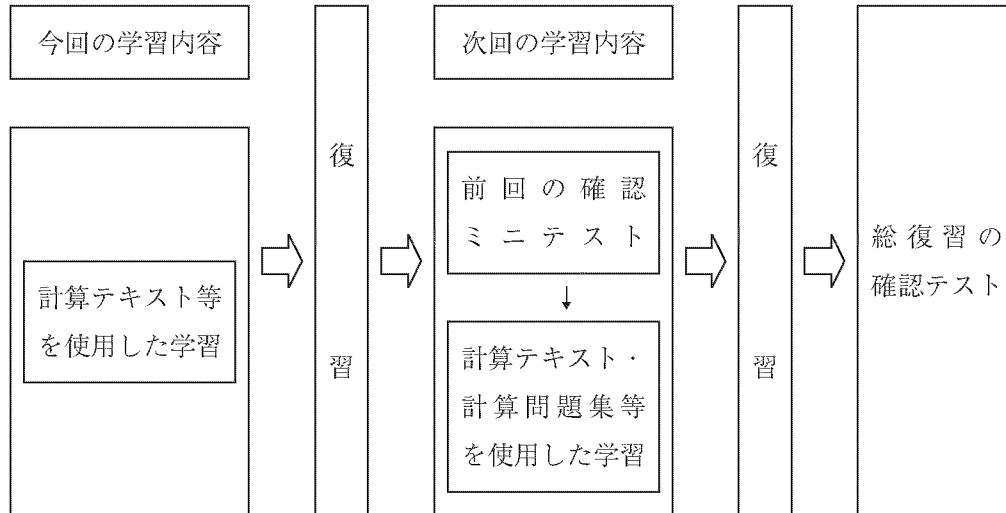


# ガイドンス



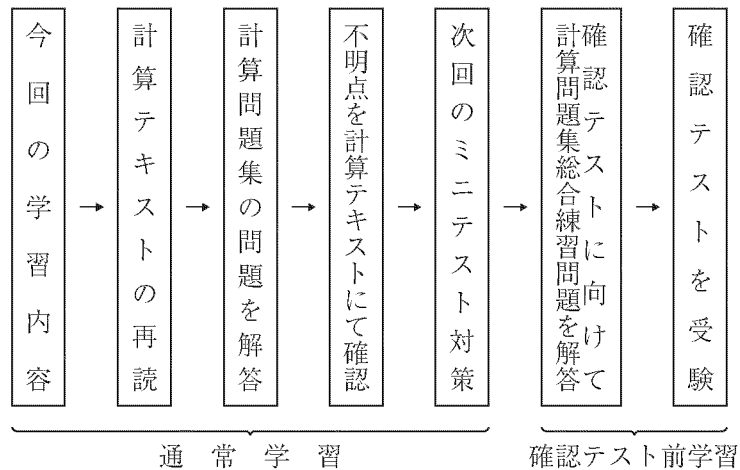
# 各教材を使用した学習方法

計算テキスト、計算問題集を以下のように有効に使用して下さい。



## 【国税徴収法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



# 受講にあたって

## ① 学習にあたって

国税徴収法を学習するにあたり、計算テキストに目を通す前に少しでも注意点などをお話します。御承知の通りこの科目は、本試験において理論問題だけが出題される特殊な科目です。この理論問題対策のために本校ではすでに「国税徴収法理論テキスト」を用意してあります。計算テキストは、理論問題のうち特に配当計算に関する部分を中心に学習するための教材です。

本試験においては、第一問が個別複合理論、第二問が計算項目を含む総合問題といった形式で主に出題がされます。この計算部分について、計算テキストの具体例などを使って、計算に関する条文の解説を行っています。

それでは、さっそく計算テキストで計算項目の学習を始めることにしましょう。必ず合格することが出来るはずです。

国税徴収法 講師一同

## ② 科目紹介

### 1. 国税徴収法はどのような科目??

国税徴収法という科目は、よく差押えなど国の立場からの手続のみを学習する科目だと思われていますが、これは、大きな誤解です。確かにこの法律は、差押えから公売等に関することが定められていますが、これらは国税徴収法のごく一部であり、このようなことばかりが実際に試験に出題されるわけではありません。では他に何が出題されるのでしょうか。税理士は納税者の義務や権利を代行することを業務とします。この法律も差押えなど国の強制的な手続が実際に開始された場合に、納税者の権利を保護する規定が多数用意されていますが、それらのほとんどは納税者の申請によることを要件にしているため、知識がなければ何の手続もとることはできません。従って、この科目では、納税者の救済方法なども学ぶことができます。

### 2. 実務では役に立つのか??

みなさんは受験科目を選択する際に、実務ではどの科目の知識がよく使われるかということを重視しているのではないかと思います。それでは、税理士として必要な税法はどこまでかといえば〇〇税という名称の全てです。所得税や法人税はもちろん、印紙税、地方税まで広い範囲の知識がなければ、クライアントのニーズに応えることはできません。国税徴収法が税理士試験の受験科目なのは、税金を納付していなければ財産の差押えが行われますが、その後税理士として、納税者の権利をどう保護することができるかということを、知っていなければならないからだと思います。

税理士として業務を執行する際に、この税金の未納という問題には、数多く直面します。決算にあたり申告期限内に申告書を提出することは、税理士として当然の業務です。しかし、納期限内にオーナーが税金を実際に納付できるかできないかは、税理士の職域を超えた問題です。

国税徴収法や国税通則法には、この国税を支払うことが出来ない場合の保護規定が数多くあり、国税徴収法の知識があればいくらかでも税務署にこれらの規定の適用を受けるための手続をとることができます。おそらく総勘定元帳の作成や税額計算が出来る税理士は数多くいるはずですが、この差押えがされないための手続に関する知識を持つ税理士は少ないはずです。

### 3. 税理士としての常識??

また、国税徴収法の授業では国税通則法に関する内容も学習します。ここでは、「消滅時効」や「納税の猶予」など実務では非常に重要な規定も学習します。節税のつもりで行った行為が、実は第二次納税義務という規定により課税されてしまう場合など、決して実務では無視できない重要な知識を身に付けることができます。

### **③ 出題傾向**

#### **1. 個別理論の出題**

国税徴収法のいずれか一条だけを問うもので10点程度で2～5行程度解答出来れば良いものです。この科目は、条文数が非常に少なく半年程度学習すれば、全ての受験生はその条文をおおよそ把握することができます。従って、この個別問題に関しては、ヤマの当り外れがありません。そのくらい基本的な出題なのです。従って、これらに関しては特別な対策等の必要もなく、普通の学習を進めていけば良いことになります。

#### **2. 応用理論の出題**

最近の傾向をみると、100点のうち30点～60点が個別理論で、残りの40点～70点が計算的要素が含まれた応用理論が出題されています。これらについては、実力養成期で、その基本的学習を行い、完成期では、これらを、より高度化した徹底的本試験対策を行っていきます。この対策が、大原の大量合格の原動力であり、大原の受験生は本試験で、この対策で解いた問題と同じような問題を解くことになるという合格への確かなアドバンテージをつかむこととなるのです。

# 法律用語の概要

## ① 法令上の慣用句

### 〔１〕 『以上』『以下』『超える』『未満』

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられる。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未満」という用語は、基準点となる数量を含まない。たとえば、「１年以上」という場合は、１年という基準点を含み、「１年を超える」という場合は、１年という基準点を含まない１年を超える期間を指すこととなる。

なお、「以下」「未満」も同様に用いられる。

100円以上（100円を含む。） 100円以下（100円を含む。）

100円を超える（100円を含まない。） 100円未満（100円を含まない。）

### 〔２〕 『以前』『以後』『前』『後』

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられる。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含まない。したがって、「以前」「以後」は〔１〕の「以上」「以下」と、「前」「後」は〔１〕の「超える」「未満」とその用法が類似している。

### 〔３〕 『及び』『並びに』

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられる。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ではあるが、２つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられる。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられる。

A、B 及び C…単一的な「併合的」連結

A 及び B **並びに** C…大きな「併合的」連結に「**並びに**」

### 〔４〕 『若しくは』『又は』

「若しくは」と「又は」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられる。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、〔３〕と同様に、２つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられる。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられる。

A、B又はC…単一的な「選択的」連結

A若しくはB又はC…大きな「選択的」連結に「又は」

## 〔5〕 『者』『物』『もの』

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主に有体物を総称する場合に用いられる。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられる。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられたり、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられる。

## 〔6〕 『場合』『時』『とき』

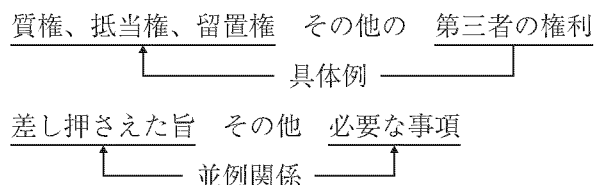
「場合」という用語は、「この場合において」等すでに規定されている事例を引用する場合（包括的条件）や「災害による損失が生じた場合において」等仮定的条件を示す場合に用いられる。「時」という用語は、具体的な時点を指し示す場合に用いられるのに対して、「とき」という用語は、必ずしも時点という限定した意味でなく、不特定のときを表し、「場合」と同じように仮定的条件を示す場合に用いられる。

## 〔7〕 『その他の』『その他』

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似しているが、税法上の用語としてはその意味を明確に区別して使い分けられている。

まず、「その他の」という場合は、その用語のすぐ前にある言葉はその用語より後にある言葉のひとつの例示であり、その用語の後にある言葉の意味内容は、すぐ前にある言葉の意味内容よりも広い。したがって、すぐ前に掲げられる言葉は後にある言葉の意味内容の一部であり、前にある言葉は後にある言葉に含まれるものである。

これに対し、「その他」という場合には、その用語の前後の言葉が並列的關係にある場合に用いられる。つまり、「その他」という用語の前にある言葉は、その用語の後にある言葉とは重ならない別個の概念であると同時にその並列的な例示に過ぎない。したがってこの例示はその用語の後にある言葉には含まれないものである。



## 〔８〕 『直ちに』『すみやかに』『遅滞なく』

これらの用語は、いずれも時間的即時性を示すためのものであるが、その即時性の度合いが異なるものとして、税法では使い分けられている。

すなわち、「直ちに」という用語は、時間的即時性が最も強いものとして用いられ、原則的に遅滞が許されないものと解されている。

次に、「すみやかに」という用語は、「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合で、しかもその行為の即時性について訓辞的な意味をもたせる場合に用いられることが多い。

これらに対し、「遅滞なく」という用語は、上記２つの用語の場合よりも時間的即時性は弱く、この用語が用いられる場合には、正当な又は合理的な理由があれば、その遅滞は許容されうるものと解されている。

## ② 期間と期限

### 〔1〕 期 間（起算日と満了点の確認）

#### （1） 意 義

ある時点からある時点までの継続した時の区分をいう。

#### （2） 期間の計算（通10①）

国税に関する法律において、日、月又は年をもって定める期間の計算は次による。

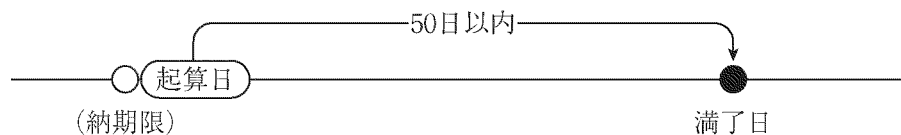
##### ① 起算日＝期間の初日

##### （イ） 初日不算入（通10①）

その期間の初日は計算せず、翌日を起算日（第1日目）として計算する。

#### 具体例 1 初日不算入

納期限から50日以内



##### （ロ） 初日算入（通10①一号ただし書）

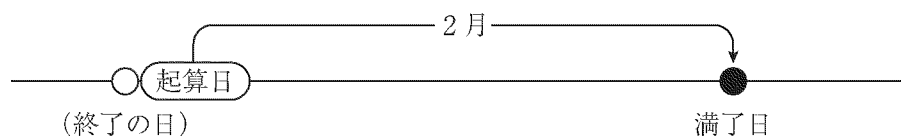
期間が午前0時から始まるとき（翌日から）

初日を算入する旨の定めのあるとき（「以」、「起算」）

初日を起算日とする。

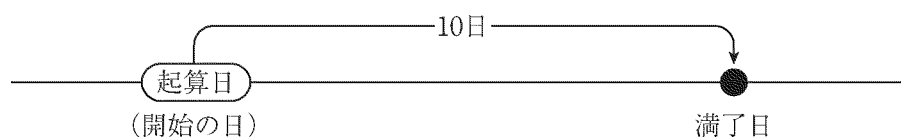
#### 具体例 2 初日算入

終了の日の翌日から2月以内……「翌日」は午前0時から始まる



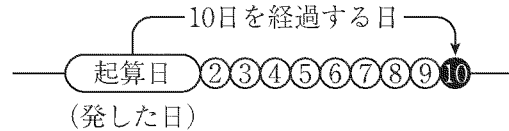
#### 具体例 3 初日算入

開始の日以後10日を経過する日……以後（初日を算入する旨の定めがある）



#### 具体例 4 初日算入

書面を発した日から起算して10日を経過する日……起算（初日を算入する旨の定め）



#### ② 計算と満了点

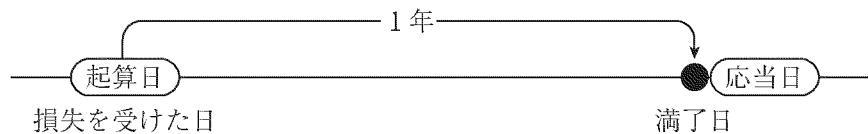
##### (イ) 暦による計算

期間が月又は年をもって定められているときは、**暦**に従って計算する（通10①二号）。

暦に従うとは、日数計算を行うのではなく、例えば、1か月の場合は翌月において起算日に応当する日（**応当日**）の**前日**を、1年の場合は翌年の起算日の**応当日の前日**を、それぞれの期間の末日として計算することをいう。

#### 具体例 5

損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税（暦による計算）



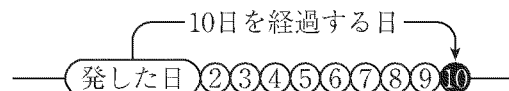
##### (ロ) 満了点(日)＝期間の末日

① 月又は年の初めから期間を起算するときは、期間の最後の月又は年の末日の終了時点（午後12時）が期間の満了点となる。

② 月又は年の初めから期間を起算しないときは、期間の最後の月又は年の起算日の応当日の前日の終了時点が期間の満了点となる。

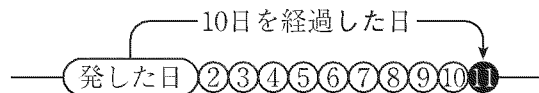
#### 具体例 6

書面を発した日から起算して10日を経過する日（日数計算）



## 具体例 7

書面を発した日から起算して10日を経過した日（日数計算）



## 〔2〕 期 限

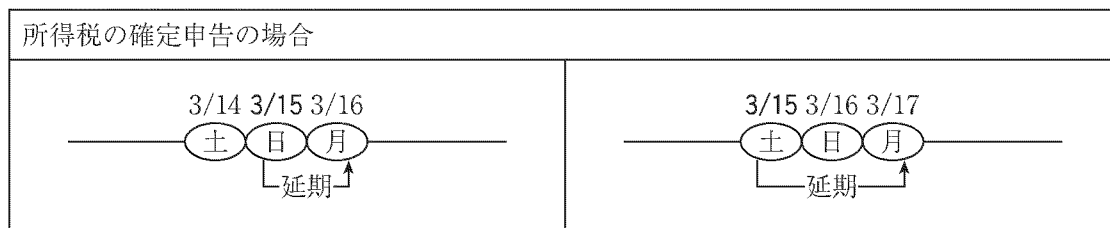
### (1) 意 義

法律行為の効力の発生、消滅又はこれらの法律行為と事実行為の履行が一定の日時に決められている場合における、その一定の日時をいう。

この期限には、「3月15日」など確定日による他、「期間の末日」も含まれる。

### (2) 延期される期限（通10②）

国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限が日曜日、祝日、その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときには、これらの日の翌日が期限となる。



### 参 考 その他一般の休日とは

官庁における年末の休暇（12月29日から12月31日まで）は「一般の休日」にはあたらないが、年始の休暇（1月2日及び3日）は「一般の休日」にあたる（最判昭33.6.2）。

### 参 考 政令で定める日とは

土曜日又は12月29日、30日若しくは31日（通令2②）をいう。

# MEMO

# 序章

## 国税徴収法・民法の概要

# 国税徴収法の概要

## ① 国税徴収法の目的（徴1）

国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

**解説** 国税徴収法第1条にこの法律の目的が規定されている。

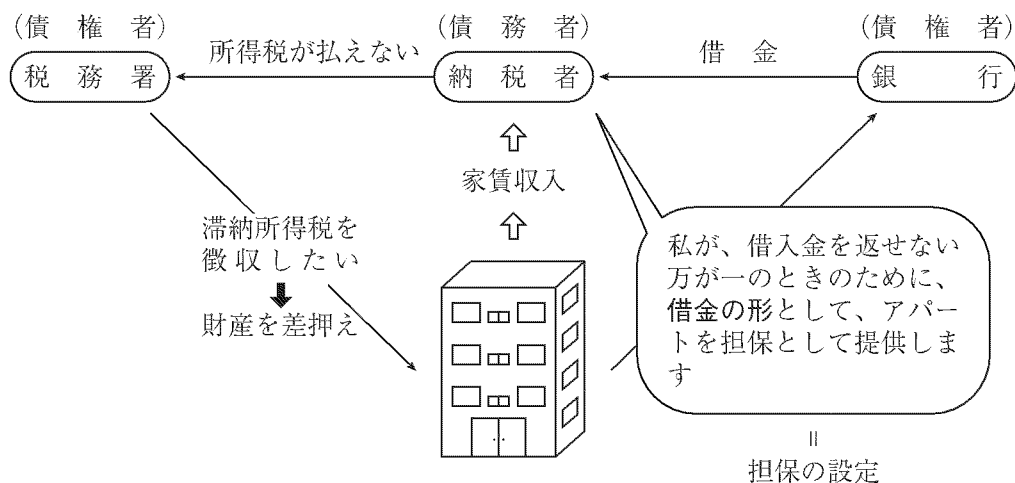
これによると、国税徴収法の最終的な目的は、国税収入を確保することであるが、その実現のために、国税徴収法は、私法秩序との調整を図りつつ、国税の徴収手続の執行に必要な事項を規定することによって、国民の納税義務の適正な実現を通じて、その最終的な目的を達成しようとするものであるとされている。

なお、私法秩序との調整とは、対等な私人間の社会生活や取引についての権利義務関係を規律する民法や商法等の私法によって維持される秩序を私法秩序といい、国税の徴収など優越的な地位に基づいて国や公共団体等が強制的に行政目的を達成するための行為によって私法が定めている私人の権利が不当に損なわれることのないように調整することをいう。

### 具体例

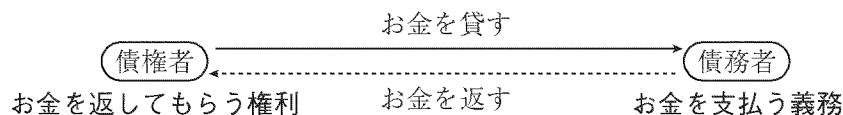
納税者がアパートを借入金により建築し、不動産貸付業を営んでいた。銀行は、この融資に際してアパートに抵当権の設定を受けている。この納税者は、不動産貸付によって生ずる所得税を滞納し、税務署長は一定の手続後、このアパートに差押えを行った。

**図解** 租税債権者（税務署）と、私債権者（銀行）の優先関係はどうなるのであろうか。



**解 説** 債権者、債務者とは

1. 債権とは、お金を支払ってもらう（返してもらう）権利をいい、お金を支払ってもらう（返してもらう）権利を有する者を債権者という。
2. 債務とは、お金を支払う（返す）義務をいい、お金を支払う（返す）義務を有する者を債務者という。

**解 説**

1. 私たちが銀行から借金をする場合には、通常担保を提供しなければならない。  
例…住宅ローンを組んで、土地と家屋を購入した場合、銀行は土地と家屋を担保（借金の形）として押さえる。  
ローンの返済が出来なくなった場合には、担保物を担保権の実行による競売によって「裁判所」に金銭化してもらい、その金銭から優先的に弁済を受けることが出来る。



「民法」に規定されている優先弁済権

2. 滞納となった税金は、いかなる権利よりも優先して徴収する事が出来る。  
例…納税者が税金を払えなくなった場合には、納税者の財産を「税務署」が金銭化して、その金銭から優先的に弁済を受けることが出来る。



「国税徴収法」に規定されている国税優先の原則（徴8条）

国税徴収法第9条以降で、民法等で認められる優先弁済権と国税の優先権との調整を図っている。（国税徴収法上の別段の定め）

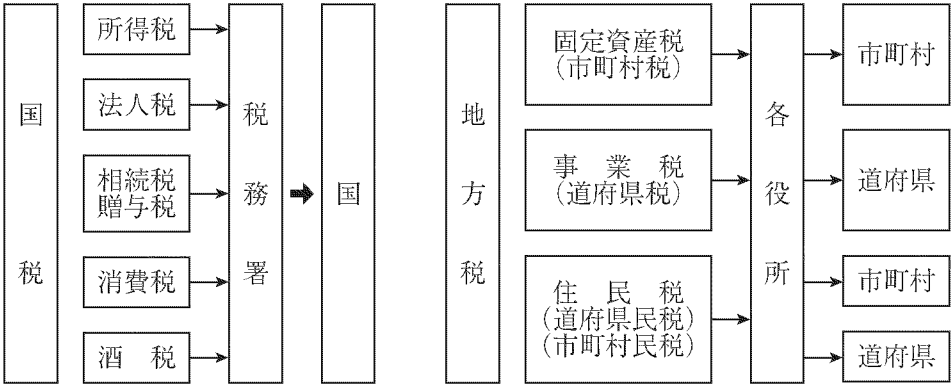
② 国税と地方税

国税とは、納税義務者が、国に納める税金をいい、地方税とは、納税義務者が、都道府県、市町村に納める税金をいう。

なお、国税と地方税を総称して租税という。

地方税法においても、滞納地方税を徴収するために滞納処分が執行されるが、その手続は、国税徴収法が準用される。

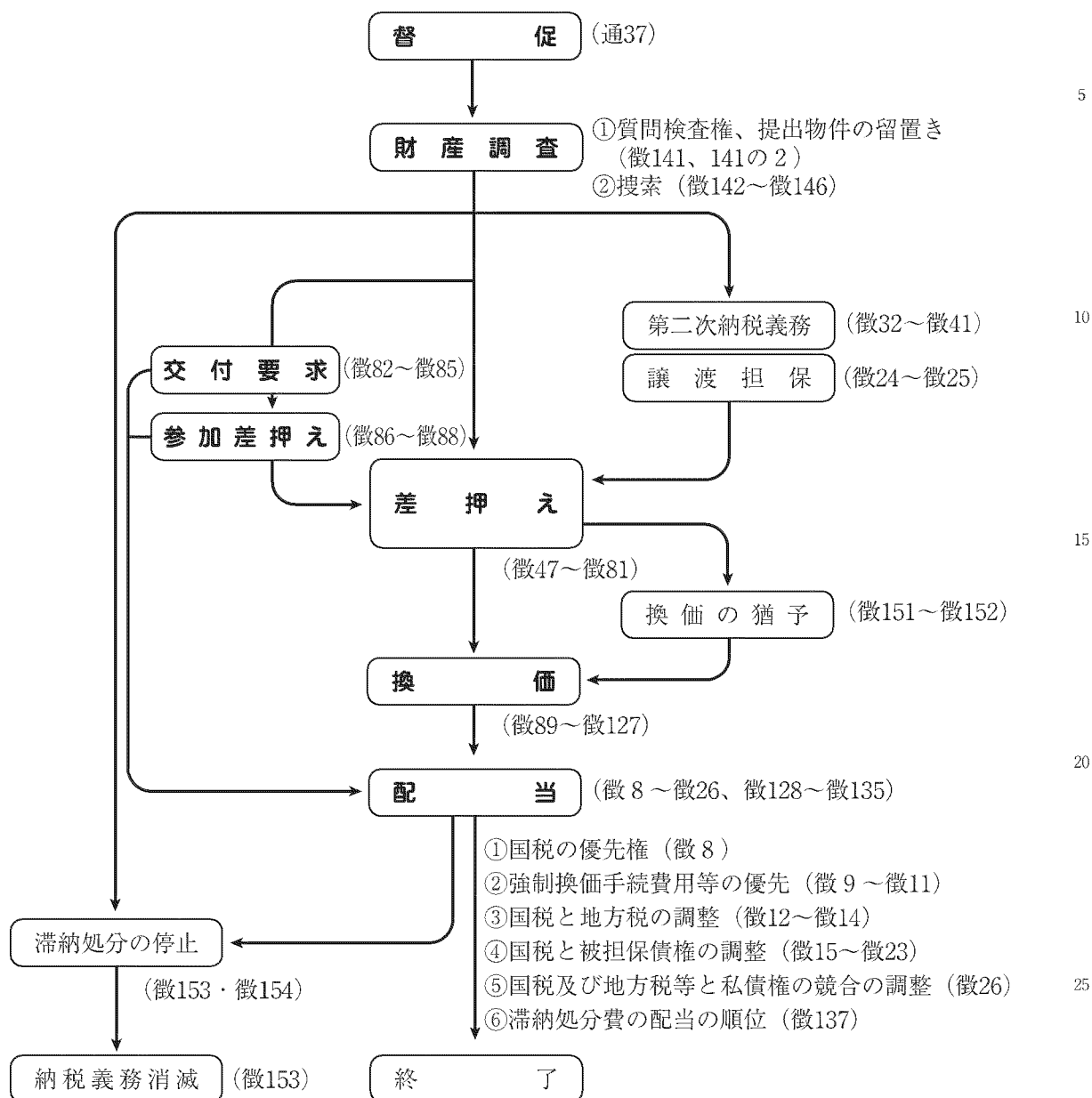
図 解



※ 地方税も国税徴収法に従って徴収される。

### ③ 徴収手続の概要

#### 〔1〕 徴収手続の流れ



#### 上記以外の規定

- ① 国税徴収法の目的 (徴1)
- ② 用語の定義 (徴2)
- ③ 人格のない社団等の取扱い (徴3)
- ④ 滞納処分費 (徴136～徴138)
- ⑤ 滞納処分の効力 (徴139・徴140)
- ⑥ 保全担保 (徴158)
- ⑦ 保全差押え (徴159)
- ⑧ 不服審査及び訴訟の特例 (徴171～徴173)
- ⑨ 滞納処分の引継ぎなど (徴182～徴185)
- ⑩ ほ税、質問検査拒否などの罰則 (徴187～徴190)

## 〔2〕 納税義務の成立、確定及び納期限

### (1) 概 要

納税義務は、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法その他の各税法に定められている課税要件の充足により成立する（通15②）。この段階の納税義務は、まだ租税債権の金額が具体的に確定していないため、抽象的租税債権といわれる。

この抽象的租税債権については、その金額を具体化するプロセス、つまり、納付すべき税額を確定する行為が必要となる。この確定行為は、国税については主に納税者の申告及び税務官庁のする更正、決定の処分により確定する（通16）。

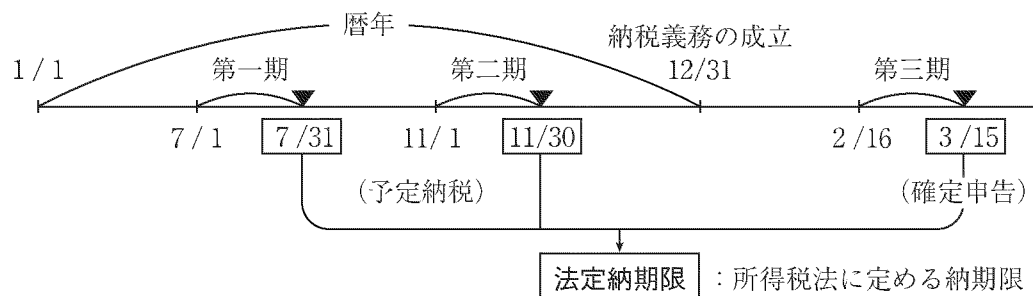
この段階を経て納付すべき税額が具体的に確定（明確となること）し、納期限までに納付することで消滅する。

### (2) 主な国税についての納税義務の成立、確定及び納期限

#### ① 所得税

所得税は、個人の暦年（1月1日から12月31日）中の所得（もうけ）に課される税金で、暦年の終了の時に納税義務が成立し、翌年3月15日までに申告により税額を確定させ、同日を納期限としている。

#### 図 解



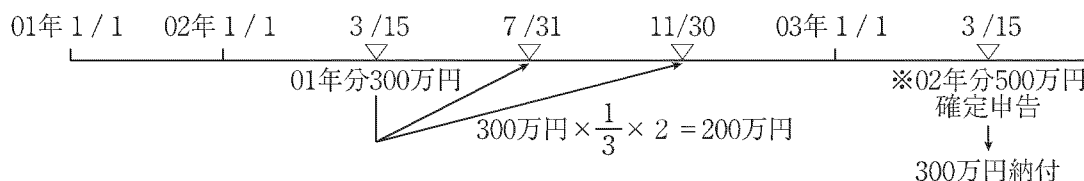
#### 用 語 予定納税とは

予定納税とは、前年に一定額以上の納付税額がある納税義務者について、その年分の所得税の確定申告をして納税する前に、その年分の所得税額を7月と11月に分けて予納する制度をいう。

予定納税による納税は、その年の所得税額が確定する前に、前年分の税額の $\frac{1}{3}$ ずつを分割納税することであり、その年分の確定申告によって精算することとなる。

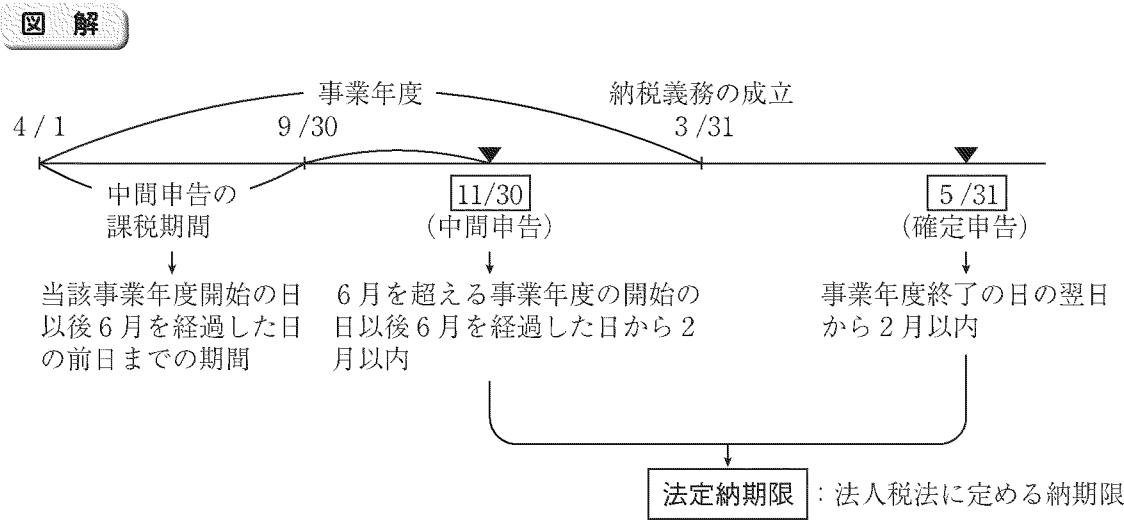
例えば、X01年分の所得税額が300万円であった場合には、その $\frac{1}{3}$ の100万円をX02年の7月と11月に予納しておき、X02年分の税額が500万円と計算されたならば、残額300万円をX03年3月15日までに納付することとなる。

この7月の予納分を第一期分の所得税といい、11月の予納分を第二期分の所得税という。



② 法人税

法人税は、会社の事業年度（会社が任意に決定できる。）中の所得（もうけ）に課される税金で、事業年度の終了の時に納税義務が成立し、事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告により税額を確定させ、同日を納期限としている。



**用 語** 主な国税に関する納税義務の成立時期等

| 区分        | 納税義務の成立時期     | 法定申告期限                      |                             | 法定納期限     |
|-----------|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 申告<br>所得税 | 暦年の終了の時       | 翌年 3 月15日                   |                             | 同左        |
| 源泉<br>所得税 | 支払の時          | ——                          |                             | 支払月の翌月10日 |
| 法人税       | 事業年度の終了の時     | 事業年度終了の日の翌日<br>から 2 月を経過する日 |                             | 同左        |
| 相続税       | 相続等による財産の取得の時 | 相続開始を知った日の翌日<br>から10月を経過する日 |                             | 同左        |
| 贈与税       | 贈与による財産の取得の時  | 翌年 3 月15日                   |                             | 同左        |
| 酒 税       | 製造場から移出した時    | 翌月末日                        |                             | 翌々月末日     |
| 消費税       | 課税資産の譲渡等を行った時 | 個人                          | 翌年 3 月31日                   | 同左        |
|           |               | 法人                          | 事業年度終了の日の翌日<br>から 2 月を経過する日 |           |

(注) 法定申告期限及び法定納期限が、日曜・祝日などに当たるときには、これらの日の翌日が期限となる。

## (3) 国税通則法に規定する申告納税方式による国税の確定及び納期限

国税通則法には、国税についての共通的な事項が定められており、税額の確定については納税者の手続と税務署の手続に二分され、それぞれの内容は次のとおりである。

## ① 納税者の手続

納税者のする申告には、期限内申告、期限後申告及び修正申告があり、それぞれの申告書を提出した日において税額が確定する。

## (イ) 期限内申告

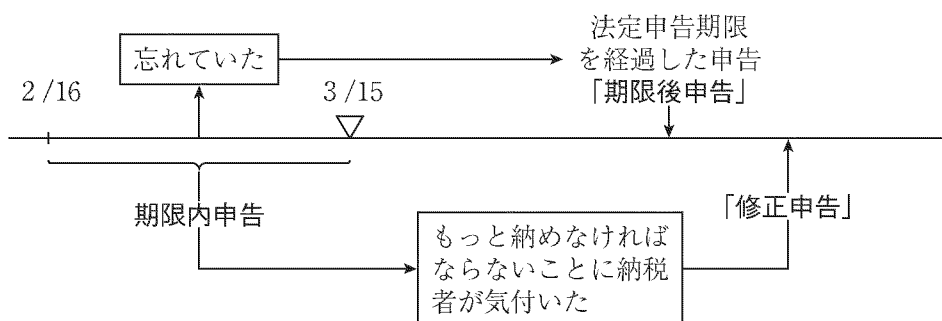
各税法に規定する法定申告期限までに行う申告を期限内申告といい、期限内申告を行った場合には各税法に規定する法定納期限までに確定した税額を納付しなければならない。

## (ロ) 期限後申告

期限内申告書を提出すべき納税者がその申告を怠っており、法定申告期限を経過後に行う申告を期限後申告という。期限後申告を行った場合には、期限後申告書を提出した日までに期限後申告により確定した税額を納付しなければならない。

## (ハ) 修正申告

期限内申告又は期限後申告を行った納税者がその申告を誤っており、確定した税額に不足がある場合に行う申告を修正申告という。修正申告を行った場合には、修正申告書を提出した日までに修正申告により確定した税額を納付しなければならない。

**図 解** 納税者の納税申告（所得税の場合）


## ② 税務署の手続

税務署長のする処分には、更正処分及び決定処分があり、それぞれの通知書が発せられた日において税額が確定する。

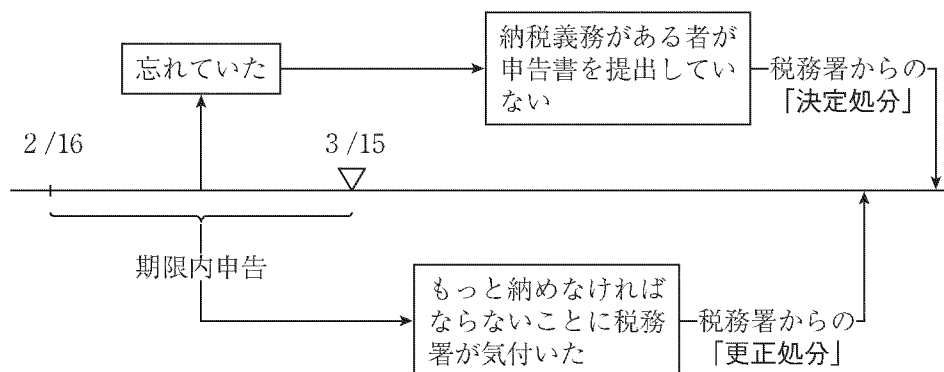
## (イ) 更正処分

期限内申告又は期限後申告を行った納税者がその申告を誤っていた場合において、税務署長が調査により税額を確定する手続を更正処分といい、更正処分を行った場合には、更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日（翌月応当日）までに確定した税額を納付しなければならない。

## (ロ) 決定処分

納税義務がある者が申告書を提出していない場合において、税務署長が調査により税額を確定する手続を決定処分といい、決定処分を行った場合には、決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日（翌月応当日）までに確定した税額を納付しなければならない。

5

**図 解** 税務署長の処分（所得税の場合）


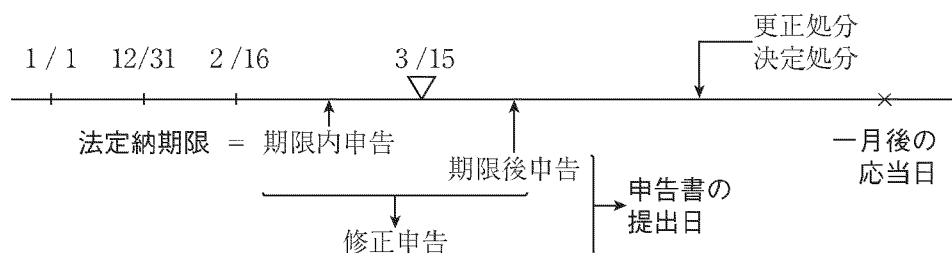
10

15

**まとめ**

|     | 名称    | 確定日        | 納期限                         |
|-----|-------|------------|-----------------------------|
| 納税者 | 期限内申告 | 申告書を提出した日  | 法定納期限                       |
|     | 期限後申告 |            | 申告書を提出した日                   |
|     | 修正申告  |            |                             |
| 税務署 | 更正処分  | 通知書が発せられた日 | 通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日 |
|     | 決定処分  |            |                             |

20

**図 解** 所得税の税額確定手続及び納期限


30

35

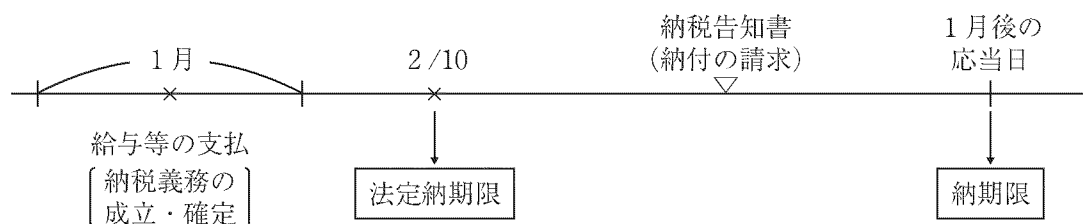
#### (4) 源泉徴収による国税についての成立、確定及び納期限

源泉徴収とは、給与や特定の報酬について、その支払者がその支払の際に、所得税相当額を天引徴収し、原則として翌月10日（法定納期限）までに国に納付させる制度をいう。

源泉徴収による国税は、給与等の支払の時に納税義務が成立し、特別な手続なしに税額が確定する。

源泉徴収を行った者がその法定納期限までに納付を行わない場合には、納税告知書により、納税告知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日を納期限として、その納付が請求される。

#### 図 解



#### 用語 税額の確定方式

##### ① 申告納税方式

納税者が、納付すべき税額を自ら行う申告行為により確定する方法。

現在、ほとんどの国税が申告納税方式によっている。

##### ② 賦課課税方式

課税権者（税務署長、市町村長等）が、納付すべき税額を確定（賦課決定）させる方法をいう。ほとんどの国税は、申告納税方式によるため、代表例としては、地方税の固定資産税があげられる。

##### ③ 自動確定の国税

特別の手続を要しないで、納付すべき税額が確定する国税。

1. 予定納税に係る所得税
2. 源泉徴収による国税
3. 延滞税及び利子税 など

### 〔3〕 滞納処分

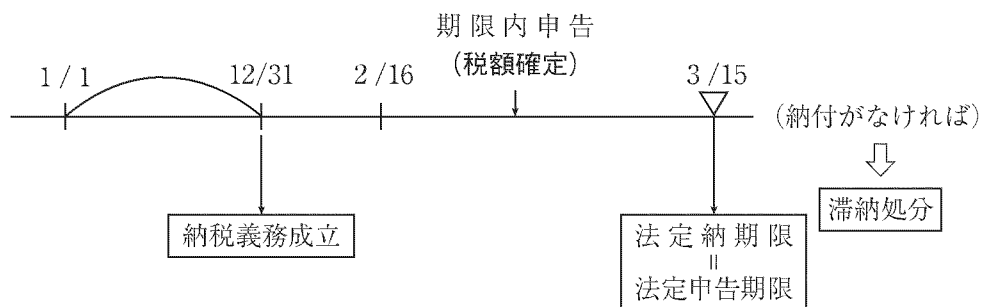
#### (1) 概 要

納税義務が成立し、税額の確定した国税がその具体的な納期限までに納付されれば、租税債権債務は消滅するが、その具体的な納期限までに完納されない場合には、滞納ということになり、滞納国税を徴収するための手続として、滞納処分手続が開始される。

5

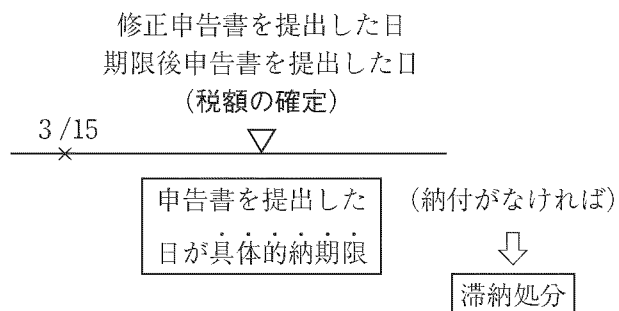
#### (2) 納税義務の確定と滞納状態となるケース

##### ① 期限内申告



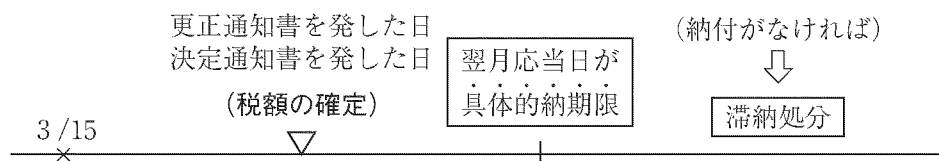
10

##### ② 修正申告・期限後申告



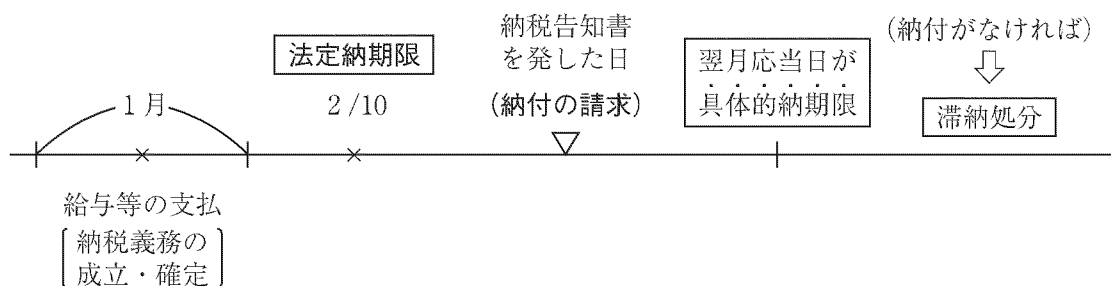
15

##### ③ 更正処分・決定処分



25

##### ④ 源泉徴収



30

35

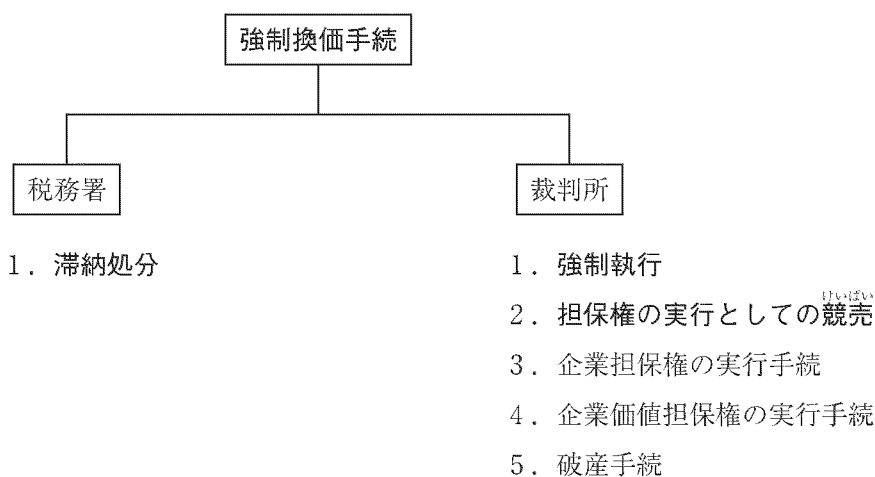
# 強制換価手続

## ① 概 要

私達の財産が公的な権力によって、金銭化されてしまう手続を強制換価手続といい、税務署からの手続と、裁判所からの手続に大別される。

国税の納付が無かった場合には、国税徴収法の規定に基づき税務署から滞納処分により滞納国税の回収手続が行われ、私債権の返済が無かった場合には、民事執行法などの規定に基づき裁判所から強制執行又は担保権の実行としての競売などの手続により私債権の回収手続が行われる。

### 図 解



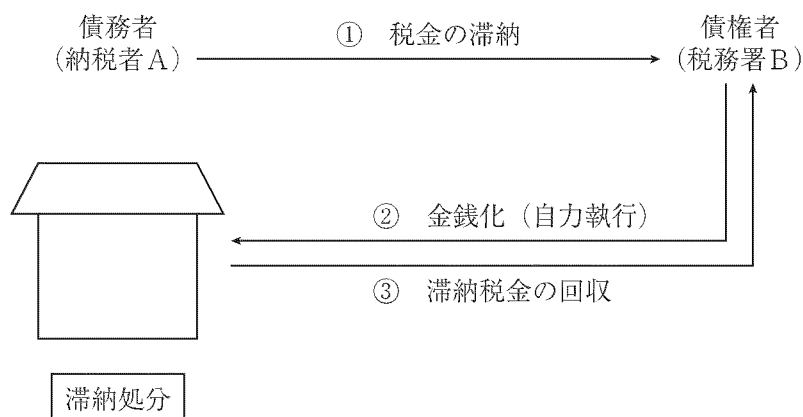
## ② 滞納処分（滞納国税の回収手続）

Aは税務署に対して税金を納める義務を負っている立場から納税者と呼ばれ、納期限を過ぎても税金を納めなかった場合、滞納者とも呼ばれるようになる。

税務署には、滞納者の財産を直接処分（金銭化）することが認められている。

（自力執行権が認められている。）

## 図 解



5

10

## ③ 私債権の回収手続

## 〔1〕 強制執行（一般債権の回収手続）

債権の中で金銭の支払いを内容とする請求権（例えば、貸付金、売掛金）を金銭債権といい、担保権の設定されていない債権を一般債権という。この一般債権の強制的な回収手続を強制執行という。具体的な手続は、債務者所有の財産を差し押さえて売却（競売：換価）し、その売却代金を債権者に支払うことにより行われる。

15

なお、複数の債権者が一つの財産の換価代金を取りあうとき、その分配は、全ての債権者にその債権額に応じた割合で平等に行われる。

20

## 具体例

債権者Bは、債務者Aと500万円の金銭消費貸借契約のみを結んでいたが、返済期限が経過しても債務者Aは、500万円を返すそぶりすらみせなかった。

25

## 解 説

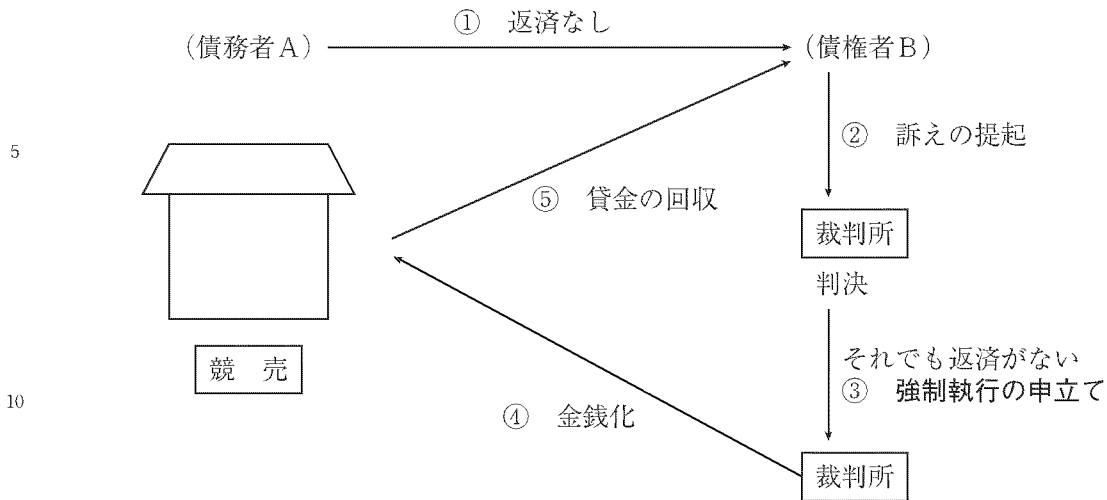
一般人には、自力執行権が認められていないため、債権者Bが直接債務者Aの財産を処分することは認められない。

そこで、債権者Bは裁判所へ強制執行の申立てを行い、裁判所が債務者Aの財産を金銭化することにより、500万円の債権の満足を図ることになる。

30

35

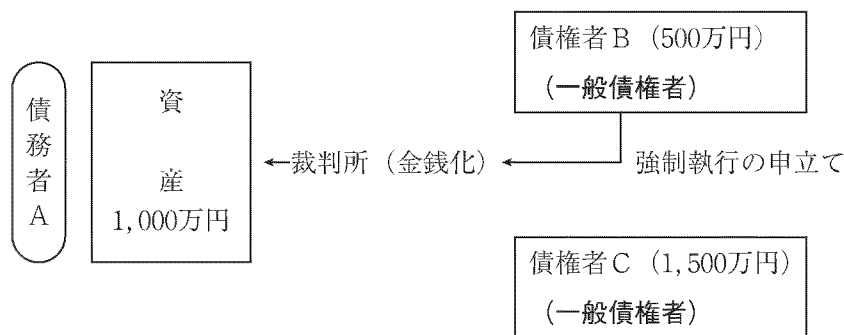
**図 解** 担保がない債権の回収の流れ



**具体例**

債権者 B、C は、債務者 A とそれぞれ金銭消費貸借契約のみ行っている場合に、債務者 A が返済不能となり、債権者 B より裁判所へ強制執行の申立てがされた場合に、下記の図解を参照して債権者 B、債権者 C がそれぞれ裁判所から配当を受けることができる金額を求めなさい。

**図 解**



**模範解答例**

$$\text{債権者 B} : 1,000\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,500\text{万円} + 500\text{万円}} = 250\text{万円}$$

$$\text{債権者 C} : 1,000\text{万円} \times \frac{1,500\text{万円}}{1,500\text{万円} + 500\text{万円}} = 750\text{万円}$$

## 〔2〕 担保権の実行としての競売（被担保債権の回収手続）

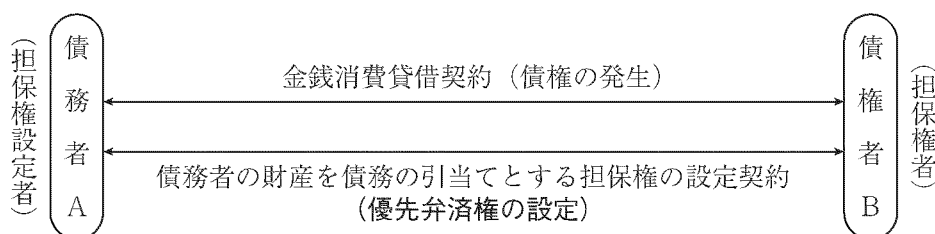
### （1）担保権の意義

担保権とは、債権者が債務不履行の場合に備えて債権回収の手段として取得しておく権利をいい、担保権により担保されている債権のことを被担保債権という。

債権者は、債務者が返済しない場合でも、裁判所を介して債務者の財産から優先的に配当を受けることが可能になる。

複数の一般債権者が債務者の財産から配当を受ける場合には、平等主義により金額が計算されるが、被担保債権は、担保を設定した財産の換価代金について、一般債権よりも優先して配当を受けられる。

### 図 解

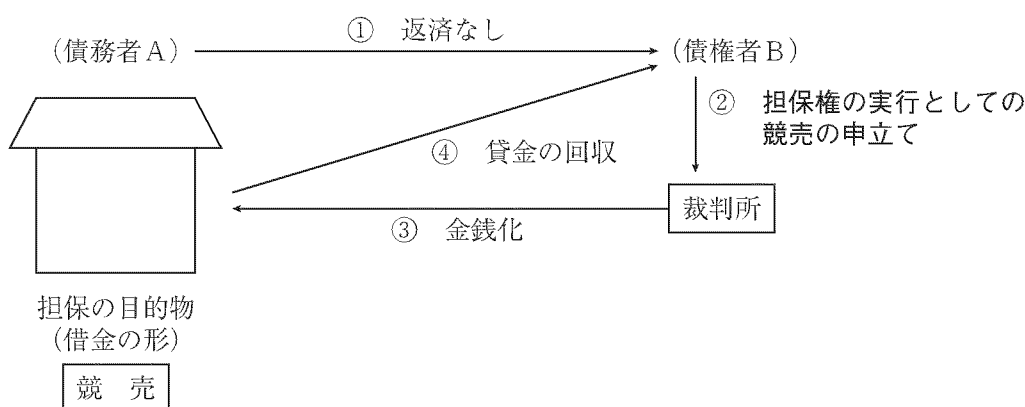


### （2）担保権の実行としての競売

担保権の実行としての競売とは、質権・抵当権等の実行として行う競売をいう。基本的な手続は強制執行と同じであり、裁判所に申立てをしなければならない。しかし、担保権の実行としての競売の場合には、強制執行の場合のように煩雑な手続は要さず、債権者が裁判所に担保権の存在を証する文書を提出することで足りる。

### 図 解

#### 担保がある債権の回収の流れ

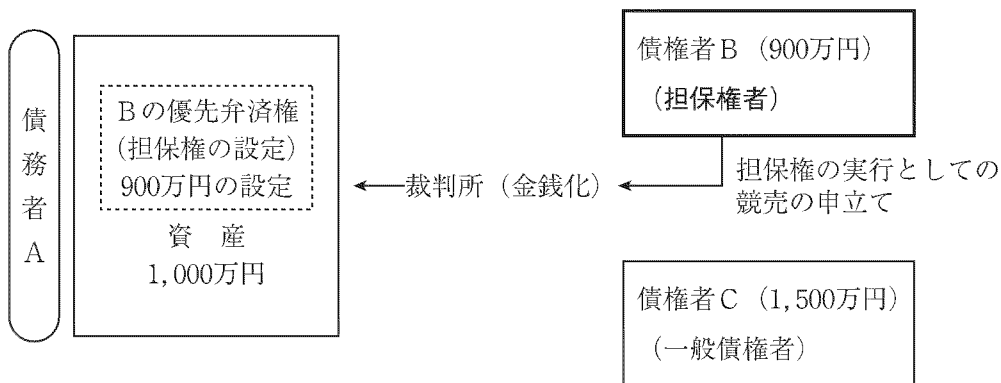


### 具体例

債権者Bは、債務者Aと900万円の金銭消費貸借契約を結ぶとともに債務者Aが所有する財産に優先弁済を保証する契約（担保権の設定契約）を行い、債権者Cは、債務者Aと1,500万円の金銭消費貸借契約のみ結んでいた。

返済期限が到来したが、債務者Aより、返済がなされないため、債権者Bは裁判所へ担保を設定した財産に対する担保権の実行としての競売の申立てを行った場合に、下記の図解を参照して債権者B、債権者Cがそれぞれ裁判所から配当を受けることができる金額を求めなさい。

### 図解



### 模範解答例

#### 配当順位及び配当金額

|      |             |                |
|------|-------------|----------------|
| 第1順位 | 被担保債権（債権者B） | 900万円          |
| 第2順位 | 一般債権（債権者C）  | 100万円          |
|      | 合 計         | <u>1,000万円</u> |

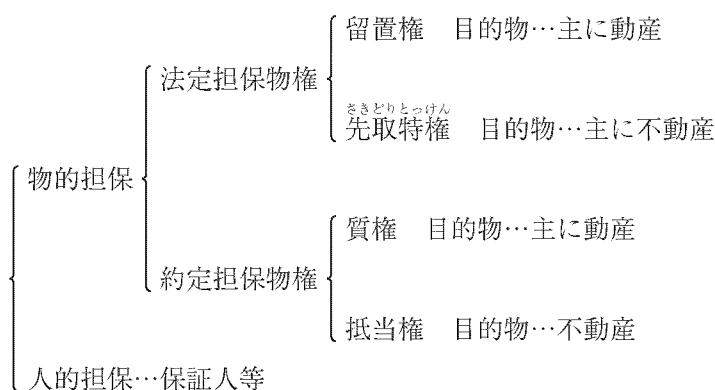
### (3) 担保権の種類

担保権には人的担保と物的担保がある。

人的担保とは、特定の第三者からの弁済を確保しておく（第三者の財産を債務の引当てとする）担保権であり、保証や連帯債務などが該当する。

これに対し、物的担保とは、債務者又は第三者の特定財産を債務の引当てとし、その売却代金などから優先的に債務の弁済を受けられる権利をいい、抵当権、質権、留置権、先取特権などが該当する。

#### 図 解



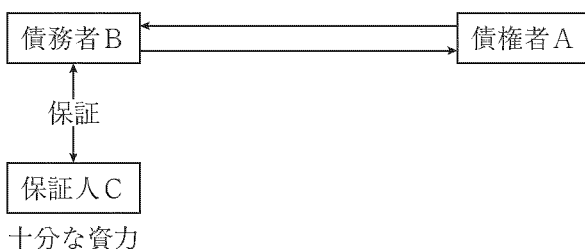
#### 参 考

法定担保物権とは、民法や商法等の規定により当事者の意思に関わらず発生する権利をいい、約定担保物権とは、当事者の意思（契約）によって発生する権利をいう。

### (4) 人的担保

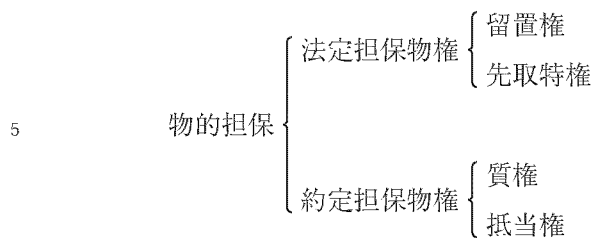
債務者Bが債務の担保のためCを保証人としたときは、債権者Aは、保証人Cを債務の引当てとすることができるので、保証人Cに十分な資力があれば債権回収の面から安心できることになる。

#### 図 解



## (5) 民法に規定されている物的担保

ここでは、物的担保の代表的なものとして、4つ説明していく。



## ① 留置権

10 留置権とは、他人の物を占有する者が債務の弁済を受けるまで、その物を留置することによって、弁済を間接的に強制することができる担保権をいう。

## 具体例

15 Aは時計屋である。

15 AがBから時計の修理を依頼され修理した場合に、AがBから時計の返還請求を受けたときに修理代金の支払いがあるまでBの時計を自分の手許に留め置くことができる権利を留置権という。このように留め置くことによって、修理代金の支払いを強制することができるわけである。

## ② 先取特権

20 先取特権とは、特別な債権を有する者が、その債務者の財産から優先的に弁済を受けられる権利で、社会政策的配慮・こうへい衡平の原則などの根拠から認められるものである。

## 具体例

## 不動産保存の先取特権

25 Cは工務店を経営している。

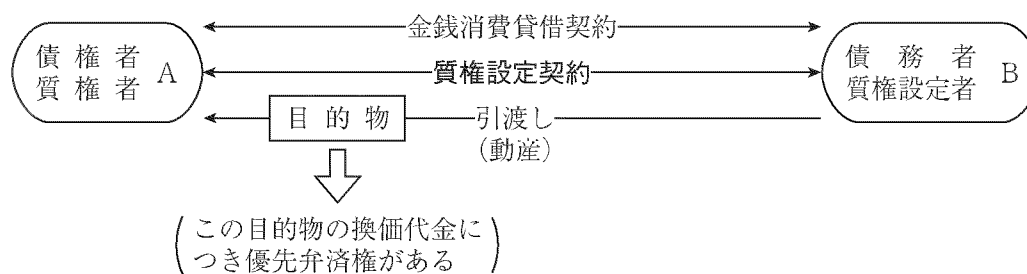
25 CはDの自宅建物の修繕を行ったことによる修繕費について、その支払いが無い場合には、その建物を担保として優先的に弁済を受けることができる。

## ③ 質 権

30 債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を、債務が弁済されるまで占有して弁済を間接的に強制するとともに、弁済がないときにその物を処分して優先的に弁済を受ける権利をいう。

## 具体例

債権者Aが債務者Bに10万円を貸し付ける際に、担保として債務者Bの所有する動産<sup>しちぐさ</sup>を質草としてとった。



※ お金を返してもらう権利を質権の被担保債権という。

## ④ 抵当権

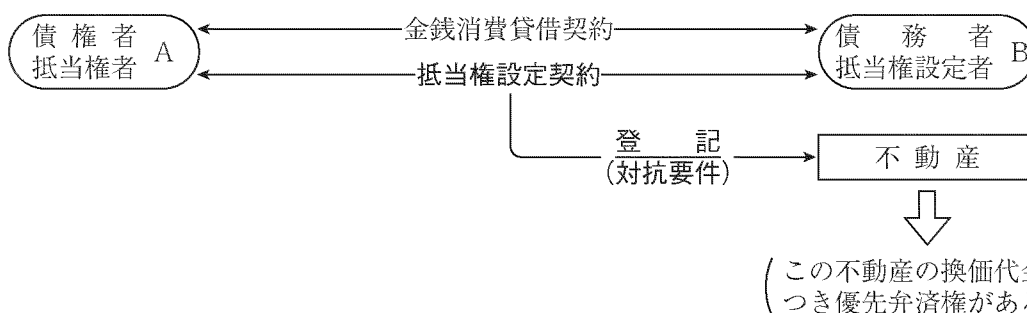
債務者又は第三者が債権者に占有を移さずに担保に供した財産について、債権者がその換価代金について優先的に弁済を受ける権利をいい、主に不動産を担保とするときに抵当権が設定される。

## 用語 登記

登記とは、一定の国家機関（登記官）が、登記簿という公の帳簿（例えば不動産登記簿）に、一定の事項を記載する行為、またその記載自体をいう。

## 具体例

債権者Aが債務者Bに1,000万円を貸し付けるにあたって、債務者Bの所有する土地に担保として抵当権を設定させた。と同時に抵当権の設定登記を行った。



※ お金を返してもらう権利を抵当権の被担保債権という。

参考 不動産登記簿の例

| 【権利部（甲区）】（所有権に関する事項） |         |                     |                                  |                     |
|----------------------|---------|---------------------|----------------------------------|---------------------|
| 【順位番号】               | 【登記の目的】 | 【受付年月日・受付番号】        | 【原因】                             | 【権利者その他の事項】         |
| 1                    | 所有権保存   | X03年7月25日<br>第1234号 | 「余白」                             | 所有者 さいたま市〇〇町××<br>B |
| 2                    | 差押え     | X05年5月10日<br>第4567号 | X05年5月<br>10日浦和税<br>務署差押え        | 債権者 財務省             |
| 3                    | 参加差押え   | X05年5月12日<br>第4580号 | X05年5月<br>12日さいた<br>ま市長参加<br>差押え | 債権者 さいたま市           |

| 【権利部（乙区）】（所有権以外の権利に関する事項） |         |                    |                                 |                                                                                              |
|---------------------------|---------|--------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【順位番号】                    | 【登記の目的】 | 【受付年月日・受付番号】       | 【原因】                            | 【権利者その他の事項】                                                                                  |
| 1                         | 抵当権設定   | X05年5月8日<br>第3456号 | X05年5月<br>8日金銭消<br>費貸借の同<br>日設定 | 債権額 金200万円<br>利息 年6.0%<br>損害金 年15%（年365日日割計算）<br>債務者 さいたま市〇〇町××<br>B<br>債権者 東京都中央区××町〇〇<br>A |

## 【復習のポイント】

1. 強制換価手続の種類を6つ漢字で書けるようにする。

- ① 滞納処分                      ② 強制執行      ③ 担保権の実行としての競売  
④ 企業担保権の実行手続      ⑤ 企業価値担保権の実行手続      ⑥ 破産手続

2. 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売について、説明できるようにする。

- ① 税務署の手続なのか、裁判所の手続なのか。  
② 租税債権、一般債権、被担保債権について、各債権の回収手続はどの手続に該当するのか。

3. 特定の物を債務の引当てとする、優先弁済権の種類を漢字で書けるようにする。

- ① 留置権      ② 先取特権      ③ 質権      ④ 抵当権

4. それぞれの優先弁済権が、どのような性格のものなのか自分の言葉で説明できるようにする。

- ① 法定担保と約定担保への分類  
② どのような物を主な目的物とする権利か。

5. 国税徴収法の目的（徴1）を条文通り書き出せるように暗記する。

6. 5つの税額確定手続を漢字で書けるようにする。

- ① 期限内申告      ② 期限後申告      ③ 修正申告      ④ 更正処分      ⑤ 決定処分

7. 申告所得税の納税義務の成立時期及び確定時期をそれぞれ説明できるようにする。

- ① 暦年が終了した時点で納税義務が成立する。  
② 申告書を提出した日、更正・決定通知書が発せられた日に税額が確定する。

8. 5つの納期限を説明できるようにする。

- ① 期限内申告…法定納期限  
② 期限後申告・修正申告…申告書を提出した日  
③ 更正処分・決定処分…通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日

9. 所得税の予定納税のしくみと法定納期限について自分の言葉で説明できるようにする。

予定納税とは、前年分の税額の $\frac{1}{3}$ ずつを7月と11月に分けて予納する制度である。また、所得税の法定納期限は、7月31日（予定納税）、11月30日（予定納税）、3月15日（確定申告）となる。

10. 所得税の源泉徴収のしくみについて自分の言葉で説明できるようにする。

給与等の支払者が、その支払いの際に、所得税相当額を天引き徴収し、原則として翌月10日（法定納期限）までに国に納付する制度をいう。

源泉徴収を行った者が、その法定納期限までに納付を行わない場合には、納税告知書により、納税告知書が発する日の翌日から起算して1月を経過する日を納期限として、その納付が請求される。

11. 滞納処分手続が開始される場合を自分の言葉で説明できるようにする。

納税義務が成立し、税額の確定した国税が、その具体的な納期限までに完納されない場合には、滞納処分手続が開始される。